

第30回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成28年12月5日

上富良野町農業委員会

第30回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成28年12月5日(月) 午後1時30分から午後2時30分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 10名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	5	石橋 信次
6	佐藤 良二	7	井村 昭次	8	島田 政志
9	舘尾 雄治	10	長谷川裕見	11	井村 悦丈
12	青地 修				

4 欠席委員

3	谷 忠	4	杉本 隆一		
---	-----	---	-------	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第5条の規定に基づく意見の回答について
- 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第5 諮問第2号 農業経営基盤強化促進法基本構想について
- 日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業計画変更申請について
- 日程第8 議案第3号 土地の現況証明下付について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦		
----------	----	-------	--	--

8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第30回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
1番 谷本嘉彦 委員に合わせ、ご唱和ください。

谷本委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、10名であります。定数に達しておりますので、これより第30回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1、会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、5番 石橋信次 君、6番 佐藤良二 君、を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号「農地法第5条の規定に基づく意見の回答について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 報告第1号について、ご説明いたします。農地法第5条の規定に基づく意見の回答について、北海道農業会議より回答がありましたので報告をいたします。報告第1号朗読。

議長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議長 日程第3、「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 報告第2号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。以下、報

事務局長 告第2号朗読。

議長 報告第2号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第2号を終わります。

議長 日程第4「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。

諮問第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 諮問第1号について、ご説明いたします。

〇〇法人〇〇〇〇より、次のとおり利用権の設定(賃貸1件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成28年12月5日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

農地保有合理化促進事業の担い手支援タイプ事業により、〇〇法人〇〇〇〇と、〇〇〇〇さんと5年間の賃貸借契約を結び、期間満了後に売り渡すこととなります。以下、内容を朗読いたします。

議長 諮問第1号、賃13番について、提案に関する補足説明を願います。

「2番 三好利和 委員」

三好委員 2番、三好です。諮問第1号賃13番について、補足説明いたします。

〇〇地区〇〇〇〇さんの離農に伴い、昨年12月22日に〇〇地区の斡旋会を実施し、〇〇〇〇さんが受け手となり、売買が成立したところでしたが、〇〇〇〇さんの希望により、〇〇〇〇の合理化事業となって、進めていく。ということです。

所在地は〇〇線〇〇号です。

慎重審議のほどよろしく願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5、諮問第2号「農業経営基盤強化促進法基本構想について」の件を議題といたします。諮問第2号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 諮問第2号について、ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条の規定により、上富良野町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想を定めるにあたり、貴会のご意見を求める。
平成28年12月5日提出 上富良野町長 向山富夫

農業経営基盤強化促進法の基本構想は、5年ごとに見直すこととされ、現在のものは、平成23年に定められたものです。一部改正として平成26年に中間管理機構が創設されたことについて見直しがありました。

全体の計画内容の説明は省略させていただき、今回の改正の概要について説明いたします。所得水準440万円の算定根拠の再計算と目標年間労働時間を1,800～2,000時間に変更するものです。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第2号を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6、議案第1号「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。
平成28年12月5日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議 長 議案第1号1番について、提案に関する補足説明を願います。

議 長 「6番 佐藤良二 委員」

佐藤委員 6番、佐藤です。議案第1号1番について、補足説明いたします。

出し手 ○町○丁目○番○号の○○○○さん
受け手 横浜市○○区の○○○○さん
所在地は、○○地区、○○○○の○○○○道路の両側になります。

新規の方となります。11月10日に○○○○さんがお越しになられて、私と○○○○さんとお話をしました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7、議案第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業計画変更申請について」の件を議題といたします。
議案第2号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業計画変更申請のあった次の件について、審議を求めます。

平成28年12月5日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

申請地は、一時転用・火山灰採取でありましたが、3年間の工事期間終了が近いため、区域の縮小をするものです。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号1番について、提案に関する補足説明を願います。

「6番 佐藤良二 委員」

佐藤委員 6番、佐藤です。議案第2号1番について、補足説明いたします。

土地所有者、○○線○○号の○○○○さん、転用者は富良野市の(株)○○○○です。

佐藤委員 所在地は〇〇地区、〇〇線の〇〇〇〇さん住宅の東側となります。平成26年4月から平成29年3月31日までの4年間の許可により、火山灰採取で一時転用されていましたが、今回、計画の73%の進捗状況ということで、転用面積の変更申請となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第8、議案第3号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長

議案第3号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。
平成28年12月5日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号1番2番について、提案に関する補足説明を願います。
7番 井村昭次 委員

井村委員

7番、井村です。11月8日の農地パトロールにおいて、皆さんと共に現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりです。
登記の公簿は農地ですが、農地以外に地目変更しても支障ないと思います。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

議 長

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

本日の日程は、全て終了いたしました。

第30回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

全員ご起立ください。「礼」

以上、報告2件、諮問2件、議案2件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時30分

上記第30回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成28年12月6日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____